10.3 土壌汚染

10.3.1 現況調査

(1)調査事項

工事の施行に伴う土壌の掘削により、汚染のおそれのある土壌が影響を及ぼすことが考えられるため、以下の調査項目を選定しました。

- ア 土地利用の履歴等の状況
- イ 土壌汚染の状況
- ウ 法令による基準等

(2)調査地域

調査地域は、稲城市百村61番地内(地番)としました。

(3)調査方法

ア 土地利用の履歴等の状況

「東京都土壌汚染対策指針」に基づき、既存資料を収集・整理しました。

イ 土壌汚染の状況

既存資料を収集・整理しました。

ウ 法令による基準等

関係法令による基準等について整理しました。

(4)調査結果

ア 土地利用の履歴等の状況

調査地域における土地利用の履歴等の状況は表 10.3-1 に示すとおりです。

当該ガソリンスタンドは、昭和 36 年からから平成 15 年にかけて存在していました。当該ガソリンスタンドは、ガソリンへの鉛の添加が完全に廃止された昭和 61 年 (1986 年) 以前から存在していたため、ベンゼン及び鉛の有害物質取扱事業者に該当しました。

このため、東京都は環境確保条例第 117 条に基づき、平成 15 年に「土地利用の履歴等調査届出書」を提出し、実施した現地調査においては、ベンゼンは検出されませんでした。

当時は、ベンゼンが検出されなかった場合は、汚染なしとして調査を完了することとなっていたため、平成16年に「土壌汚染状況調査報告書」を提出し、調査及び手続きを完了しました。 その後、土壌汚染対策法の改正があり、本事業も同法4条に基づく届出の対象となる可能性があるため、土壌汚染のおそれがないものとは判断できません。

なお、当該ガソリンスタンドの跡地は、現在、南多摩尾根幹線(暫定整備)の道路用地となっています。

表 10.3-1 土地利用の履歴等の状況

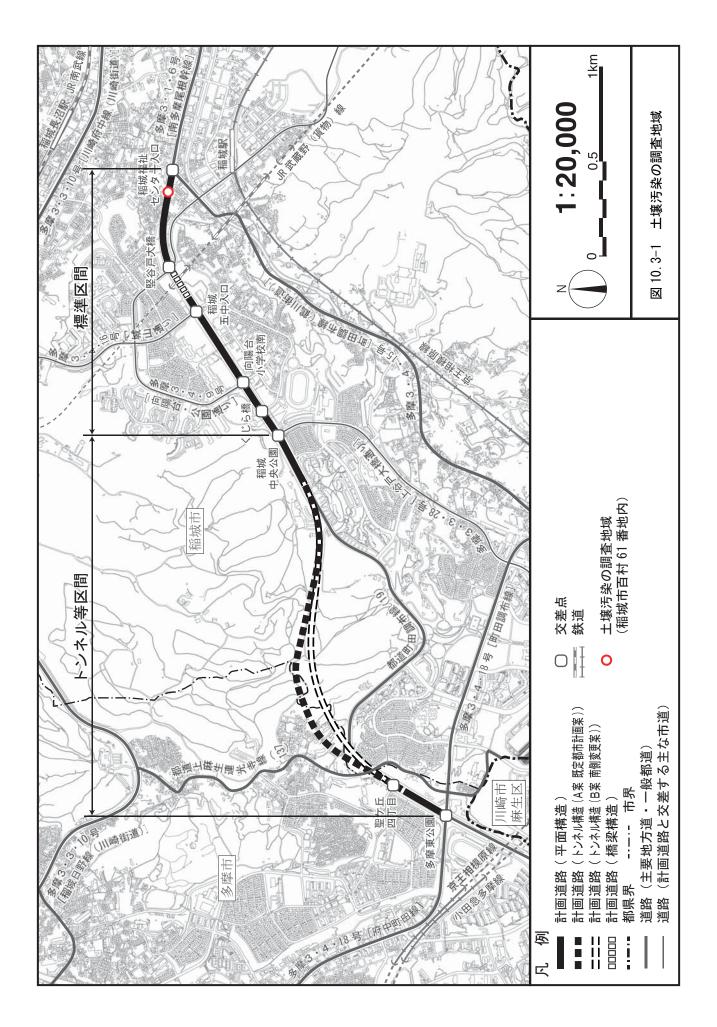
年月日	内 容	備 考
大正8年~昭和36年	荒地	_
昭和36年~平成15年	ガソリンスタンド	_
平成15年9月1日	環境確保条例第117条第1項に基づき、 東京都が「土地利用の履歴等調査届出 書」を提出	ガソリンスタンドにおいて土壌汚染 のおそれあり (ベンゼン、鉛)
平成16年12月3日	環境確保条例第117条第2項に基づき、 東京都が「土壌汚染状況調査報告書」 を提出	ベンゼンの未検出により調査が完了 (現地調査は、ガソリンスタンドの廃 止に際して、環境確保条例第116条に 基づき有害物質取扱事業者が実施し たものです。)
平成19年度	南多摩尾根幹線(暫定整備)の街路築 造工事完了	_
令和元年現在	南多摩尾根幹線(暫定整備)の道路用 地として現在に至る	_

イ 土壌汚染の状況

当該ガソリンスタンドでは、昭和36年から平成15年にかけてベンゼン及び鉛(ガソリン成分)の取り扱いが確認されていますが、平成16年に実施した現地調査の結果、ベンゼンが検出されなかったため、調査を完了しています。

ウ 法令による基準等

法令による基準等は、環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、土壌汚染対策法において定められている特定有害物質及び指定基準、東京都環境確保条例で定める汚染土壌処理基準があります。



10.3.2 予測

(1)予測事項

予測事項は、工事の施行に伴う汚染土壌の新たな土地への拡散の可能性の有無としました。

(2)予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中としました。

(3)予測地域

予測地域は、調査地域と同様としました。

(4)予測方法

予測は、予測地域と対象計画とを重ね合わせる方法により実施しました。

(5)予測結果

予測事項	標準区間	
工事の施行に 伴う汚染土壌 の新たな土地 への拡散の可 能性の有無	図 10.3-1 に示すとおり、計画道路は予測地域を平面構造で通過するため、土地の形質変更の範囲に含まれます。 工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づく手続、調査を行います。 土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、同法第 12 条、第 16 条及び同条例第 117 条に基づく届出を行うとともに汚染拡散防止対策を講じます。 したがって、汚染土壌の掘削及び移動に伴う新たな土地への拡散の可能性はないものと予測されます。	

10.3.3 環境保全のための措置

工事の施行中における土壌汚染の影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全のため の措置を講じることとします。

【予測に反映した措置】

- ・工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続、調査を行います。
- ・土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、同法第 12 条、第 16 条及 び同条例第 117 条に基づく届出を行うとともに汚染拡散防止対策を講じ、その内容を事後調 査において明らかにします。

【予測に反映しなかった措置】

・予測地域以外の区域においては、工事に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第 117 条に基づく手続を行うとともに、工事の施行中に土壌汚染の存在が確認された場合は、 汚染拡散防止対策を講じ、その内容を事後調査において明らかにします。

10.3.4 評価

(1)環境影響の程度

評価の指標は、「新たな土地に土壌汚染を拡散させないこと。」としました。

予測・評価項目、		環境影響の程度
予測事項		標準区間
	【工事の施行中】	* "="
土壤汚染		続及び調査を行います。土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合に
	う汚染土壌の新	は、同法第 12 条、第 16 条及び同条例第 117 条に基づく届出を行うとともに汚染
	たな土地への拡	拡散防止対策を講じます。
	散の可能性の有	したがって、評価の指標とした「新たな土地に土壌汚染を拡散させないこと。」を満
	無	足すると考えます。

(2)環境配慮目標の達成の程度

土壌汚染における環境配慮目標は、「東京都環境基本計画」における環境の確保に関する配慮の指針等と整合を図ることとしました。

予測・評価項目、		環境配慮目標の達成の程度
環境配慮目標		標準区間
土壤汚染		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,